

第3章 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

1 地域福祉をめぐる課題

(1) 「ひとづくり」の推進

本県では、2016（平成28）年10月に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識を醸成する必要があります。

また、高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立ち、地域住民による支え合いを促進する人材や地域福祉の中核を担う人材等を育成する必要があります。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けては、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の一層の確保・定着に取り組む必要があります。

(2) 「地域（まち）づくり」の推進

高齢単身世帯の増加や核家族化の進行を背景に地域のつながりの希薄化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により、独居の高齢者、不登校の児童・生徒やひとり親の家庭、また年齢を問わずメンタルヘルスに問題を抱えている方々などの孤独・孤立の問題が一層深刻化しています。

このような状況を踏まえ、地域住民や民間事業者、NPO等を含め、地域における支え合いをより推進する必要があります。

また、本県ではこれまで、誰もが住みやすい街づくりに取り組んできましたが、県民ニーズ調査の結果からも、引き続きバリアフリーの街づくりに向けて取り組む必要があります。

さらに、南海トラフ地震や都心南部直下型地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化し、災害時における福祉的支援を充実する必要があります。

(3) 「しくみづくり」の推進

市町村による包括的支援体制の整備に対する支援に加え、既存の制度や各福祉分野の施策では解決することの難しい、ひきこもりや8050問題、ダブルケアなどの制度の狭間にある課題への対応等、一人ひとりの状況に応じて適切に支援する必要があります。

また、令和4年〇月公布の「(仮称)神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」に対応した取組や実践をはじめ、高齢者や児童等においても当事者の目線に立って個人の尊厳を尊重するとともに、地域でいきいきとした暮らしができる取組を充実する必要があります。

さらに、長引くコロナ禍により、生活困窮者の問題も深刻化しており、本県では令和3年に11月に「神奈川県生活困窮者対策推進本部」を設置し、全庁体制で生活困窮者の支援に取り組むこととしています。生活困窮者に対する相談体制の確保やより当事者に寄り添った継続的・伴走的な自立支援とともに、学習支援等の子どもの貧困対策が一層重要となっています。

2 今後取り組むべき重点事項

地域福祉の推進に当たっては、次に掲げる中柱すべてを重点的に取り組む事項とします。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
- ③ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進
- ④ 地域における支え合いの推進
- ⑤ バリアフリーの街づくりの推進
- ⑥ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑦ 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- ⑧ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ⑨ 生活困窮者等の自立支援

3 本計画の施策体系

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 地域福祉の 中核を担う人材 を育成し、地域への普及・定着を推進します。
		5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等 との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民の暮らしやすさを支援します
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	12 バリアフリーの街づくりを推進します。
		13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		16 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
		17 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の 当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	18 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		19 未病改善の取組など、 人生 100 歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう 支援します。
		20 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	21 生活困窮者等の自立を支援します。
		22 子どもの貧困対策を推進します。
		23 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。